税 理 士 情 報 ネッ トワ

System

能です。

Network Intormation



はじめに

至20090331」と入

ちます。

索方法があります。 登録期間検索の4種類の検 ワード検索、データベース 般検索、全文検索、キー 税法データベースには、 です。 裁決と15件の判決合計26件 きます。検索結果は11件の の年号で検索することもで 力します。もちろん、平成

たデータベース登録期間検 新システムから導入され 26件の中から注目される

事例を採り上げてみましょ

2、更正の請求の事例

①平21・2・20裁決 消し・納税者勝訴) (全部取

投入された情報をリアルタ

索することができます。今 ースに投入された情報を検

去の一定の時期に投入され イムで検索でき、また、過

た情報を検索することも可

日又は期間に税法データベ といいます。)は、一定の

索(以下「登録期間検索」

等)の規定が適用された9 件目の事例です。 99条 (国税庁長官の指示 この裁決は、国税通則法

税庁は2月27日、従来の取 事案について、「家屋を二 務と共に取得した審査請求 し、ホームページ上に「居 扱いを変更する旨を発表 た。この裁決を受けて、国 以上有する場合」に当たら ションの妻の共有持分を債 ないとする判断を示しまし 産分与で居住していたマン れます しています。

きます。今回は、登録期間

検索をご紹介します。

機動的に活用することがで

データベースの情報をより

に応じて使いこなすことで

4種類の検索方法を目的

審判所は、離婚による財

取得した場合の住宅借入金 ②平21·2·2束京地裁 て」を公表しています。 等特別控除の取扱いについ

· Z8888—1418 (賣 決取消し) この判決の原審である平

1414 (一部

決と裁決を検索してみまし

データベース登録年月日

契約等が無効となった場

申告期限後に錯誤により

21年3月中に投入された判

(税区分)を選択し、平成

登録期間検索で全税目

成20年5月1日佐賀地裁判

説)と判断したのに対 上すべきである(異時両建

税法データベース 有効活用セミナー 有効活用セミナ とJ-SaaSの現状 報告会を開催しま す。5月28日(木) 午後2時東京税理 士会館2階で開催

数を変更しました。

3、控訴審で納税者が 逆転敗訴した事例

囲を複数若しくは全部選択

して検索できることです。

するのは、税区分と検索節

住用家屋の共有持分を追加

4種類の検索方法に共通

試してみよう! 登録期間検索を

者である法人が当該詐取行 を行使し得る時に益金に計 為を知って損害賠償請求権 15日東京地裁判決は、被害 原審である平成20年2月

登録期間検索にぜひチャレ も大切な財産となります。 とはもちろんです。 ジしてみてください。

> 5 月

登録関係の申請書等の提出数が変更

録申請書 2通」の記載は、それぞれ「変更登録申請書

登録期間検索の活用 には「自20090301 合、更正の請求期限内であ 4)。当初の遺産分割が錯 されています(所令27 あるという考え方も成り立 れば、当然通則法23条1項 誤により無効となった場 による更正の請求が可能で

正木

洋子[目黒支部]

税庁に対し法定申告期限後 度の趣旨に反するとして課 くの裁判例は、申告納税制 負担の錯誤である場合、多 に錯誤無効の主張は許され しかし、その錯誤が課税

り消しています。

判断が画期的なものであっ

原審の異時両建説に立つ

たため、上告審での判断が

と判断しています。 べきである(同時両建説) 各事業年度に益金を計上す て、不法行為のあった本件

づいたこと、②更正の請求 ないとしています。 期間内に再分割を成立させ ず、納税者自らが誤信に気 ついて①更正の請求期間内 がらも、遺産分割の錯誤に 則的な考え方を前提としな に調査での指摘等に基づか この東京地裁判決は、

回的なものであることとい められるべきであると判断 は例外的に更正の請求が認 う特段の事情がある場合に 容の変更がやむを得ない ていること、③その分割内

案です。非常に厳しいとは るべき条件を示した事例と いえ、課税負担の錯誤に関 19億円もの差異が生じる事 して更正の請求が認められ して意義のある判決と思わ 本件は株式の評価額で約 決取消し)(被控訴人上告) ·Z888—1412 (原判

事案です。 の収益計上時期が争われた 行為により会社が取得する こととなる損害賠償請求権 ていたという従業員の詐取 作り出しその金額を横領し 本判決は、架空外注費を

よる更正の請求ができると 合、国税通則法23条1項に 相続人が自宅の外に有して とも許容されるとして、被 え満たせば複数存在するこ 決では、小規模宅地の評価 困難であって、面積要件さ きる居住用の宅地は、主と 減の適用を受けることがで て、更正処分等をすべて取 小規模宅地に当たるとし いたマンションについても た宅地に限るとすることは して居住の用に供されてい

> 使しえない客観的状況にあ あり、損害賠償請求権を行 は容易に発見できたもので 基準とすれば当該詐取行為 て、控訴審では、通常人を

> > 平成22年度税

制改正に

〜報道関係

者との懇談会2009

・春を開催

ったとは認められないとし

られないとして、原判決を 取り消し一転納税者敗訴と ルを確立するまでには至っ 相続人によるマンションの 容されるとしながらも、 地は複数存在することが許 なりました。 て使用されていたとは認め ておらず、生活の拠点とし 利用は居住する生活スタイ は、原審と同様に居住用宅 控訴審である本件判決で 待たれます。

用しておらず、この点は非 の「主として居住の用に供 という主張は、控訴審も採 されていた宅地等」に限る とはなりましたが、課税庁 常に注目されます。 ④平21·2·18東京高裁 結果として、納税者敗訴 秒でも早く知りたかった情 ・裁決が多く投入されてい ます。この中には、1分1 士業務に影響を与える判決 たように、一月の間に税理

登録調査委員会

のデータベースも構築され 報を入手できる点であるこ るメリットは、より早く情 報があるかもしれません。 ていきます。それは、とて 接することにより自分自身 に、日常的に判決・裁決に データベースをチェックす 登録期間検索で定期的に

日受付分より

おわりに

るわけではありません。 毎日判決等が投入されてい スがあります。したがって、 録された情報のメンテナン は、判決等の編集投入と収 しかし、これまでみてき 税法データベースの仕事

テーマに意見発表を行った。 事業を、スクリーンに写真 後、広報室委員が本会の行 を法理常務理事が説明した っている様々な税理士PR また、税理士業界の状況

成22年度税制改正意見」を

ない自由な懇談を行った。 意見発表テーマにとらわれ ノリートーキング形式は初 、ルームにおいて、今回の 4階レセプショ



広報室は、4月10日午後

せられ、好評のうちに閉会 ど、多くの質問や意見が寄 会のPR事業についてな らは所得税法56条関連や本 した。

の試みであったが、記者か

広 報

では自由な意見交換が行われた

読み替えてください。 お手数をお掛けいたしますが、ご協力をお願いいたします。

平成21年5月1日受付分より、下記の申請書及び届出書等の提出

なお、すでにお手許にある税理士業務要覧及び会員名簿に掲載さ れている「変更登録申請の手続について」のご案内のうち、「変更登

<対象となる申請書及び届出書等>			
	様 式 名	変更前	変更後
1	<変更登録申請関係> 変更登録申請書	2通	1 通
2	<税理士登録抹消関係> 税理士登録抹消届出書	2通	1 通
3	<税理士証票再交付関係> 税理士証票再交付申請書 税理士証票亡失届出書 始末書	各2通	各1通